

水田等有効活用促進対策を活用して 麦の作付けを増やしましょう！

平成21年産以降の作付拡大部分の面積に対する助成は、
水田等有効活用促進対策等の対象になります。

平成20年産までの作付けには「産地づくり対策」の後継対策である「産地確立対策」から引き続き助成金が交付されます。

新たに、麦などの戦略作物を、21年産以降、不作付地（通年不作付け及び冬期不作付け）を有効活用して作付拡大した部分を対象として、「水田等有効活用促進対策」等が実施され、自給率向上のための助成金に加え、「水田経営所得安定対策」の固定払相当額が上乗せ交付されます。

なお、19～20年産の拡大部分に対する固定払相当額は、21年度は、「担い手経営革新促進事業」で助成されます。



	固定払(緑枠) または相当額 [面積払]		成績払 (黄枠) [数量払]	自給率向上 のための助成 [面積払]	
	水田 経営 所得 対策	担い 手 経営 革新 促進 事業		水田 等 有効 活用 促進 対策	水田 等 有効 活用 促進 対策
H21年産以降 の拡大部分			○	○	○
H19～20年産 の拡大部分		○		○	○
H16～18年産 の生産部分	○			○	○

不作付地を有効活用して「はだか麦」を作付拡大した場合の交付額

(単位:千円/10a)

区分	水田等有効活用促進対策		水田経営所得安定対策 (成績払) (品質と収量に基づいて助成)	助成金合計
	固定払相当額	自給率向上 のための助成		
転作麦	23	35	13	71
裏作麦	23	15	13	51

交付を受けるための主な要件は見開きページの水田等有効活用促進交付金の「助成に当たり取り組む内容」をご覧ください。

●内容についてのお問い合わせ先／

香川県農協中央会指導部指導課
香川県農政水産部農業生産流通課

TEL: 087-825-2503
TEL: 087-832-3418

第30号

●発行日/平成21年2月1日 ●発行/香川県水田農業振興協議会
(事務所:香川県農業協同組合中央会 TEL087-825-2503)

さめき水田営農だより

～農業者・JA等が主役となる需給調整に向けて～

米の生産調整に引き続きご協力を!

米の消費量は、少子・高齢化や消費動向の変化により年々減少する一方で、米の単収は増加傾向にあり、生産調整が実施されない場合には、米価の下落を招き、農業経営に悪影響を及ぼします。

このため、生産調整の必要性や参加メリット等について、ご理解いただき、全ての農業者が自らの判断で米の生産調整に取り組む必要があります。

香川県の21年産米の目標面積(需要量に関する情報)

香川県の目標面積は、生産調整を達成していることにも配慮して、国からは、前年と同数の76,640トン(15,360ha)が示されました。

国から示された目標面積(需要量に関する情報)

区分	平成21年産米	平成20年産米	作付実績
香川県 (面積換算値)	76,640トン (15,360ha)	76,640トン (15,360ha)	77,700トン (15,200ha)
全国 (面積換算値)	815万トン (154万ha)	815万トン (154万ha)	866万トン (160万ha)

注:本県の20年産米の作付実績数量は、作況指数が102となつたため目標値を上回っていますが、目標面積内の作付けであるため、生産調整は達成しています。

21年産米の市町別の目標面積(需要量に関する情報)は、20年産米の作付実績と21年産米についての農業者の作付意向を踏まえて設定し、昨年12月末に、県から市町に配分されました。今後、地域水田農業推進協議会における協議を経て、生産調整方針作成者であるJAが、農業者別の生産数量目標及び作付面積目標を決定し、農業者の方に配分します。

配分される目標面積は、先に提出いただいた作付意向面積と同等以下となりますので、目標面積どおりでの作付けをお願いします。なお、作付面積が配分された目標面積より少ない場合には、22年産以降の本県に配分される目標面積(需要量に関する情報)が減少する可能性がありますので、**目標面積どおりの作付けにご協力ください。**

県産米の目標面積(需要量)を 減らさないためには

- ①生産調整を確実に達成すること。
- ②配分された目標面積は確実に作付けすること。
- ③市場から望まれる品種や品質に即した「売れる米づくり」を実行して、在庫を増やさないこと。が重要です。



平成21年度からの米政策改革推進対策～水田等の有効活用による食料供給力対策～

水田等有効活用促進交付金

ポイント

- 食料自給力・自給率向上に資する作物の生産拡大を後押しします。

※ 転作の拡大、自己保全管理田等の不作付地の解消により麦、大豆、飼料作物等を作付拡大した場合、新たに助成金を交付します。

対象作物

麦、大豆、飼料作物、米粉・飼料用米

助成内容

水田表作の場合

助成対象作物	水田等有効活用促進交付金		水田経営所得安定対策固定払相当額助成	助成金合計
	面積払	水田経営所得安定対策固定払相当額助成		
小麦(転作)	35(裏作は15)	27	9	71
はだか麦(転作)	35(裏作は15)	23	13	71
大豆	35	20	7	62
飼料作物	35 (+13)	—	—	48
米粉用米・飼料用米	55	—	—	55

(注)
 -麦については、平成22年産から対象(別途20年度補正予算において21年産を対象にした対策を実施)。
 -面積払の35千円/10a、55千円/10aは、地域協議会において配分総額の範囲内で単価調整可。
 -水田経営所得安定対策固定払相当額及び成績払の助成対象者は、水田経営所得安定対策の加入者。
 成績払の助成額は、品質区分を小麦1等Bランク、はだか麦1等Aランク、大豆1等とし、県平均単収で試算したもの。
 飼料作物の13千円/10aは、耕畜連携水田活用対策事業の助成金(上限)。
 -米粉用米・飼料用米の単価のうち5千円/10aは、コスト削減等の取組みに対する加算。
 -大豆については、単収向上に資する数量的要素を加味(単収3俵以上の場合、3千円/俵(60kg)を加算)することが可。
 -飼料作物にはWCS用稻を含む。
 -水田裏作麦の作付拡大の場合には15千円/10a(助成期間:3年間)。畑不作付地への作付拡大の場合には15千円/10a(助成期間:1年間)。



(単位:千円/10a)

助成に当たり取り組む内容

- ・ 営農計画書を提出していること。
- ・ 生産調整実施者であること。
- ・ 20年産よりも対象作物の作付面積が拡大していること。

(原則として、20年に作物が作付けられている田畠に対象作物を作付けても拡大とはなりません。
 なお、景観作物、緑肥作物等が作付けられている田畠での対象作物の作付けは助成対象となります。)
- ・ 実需者との播種前契約等による需要に応じた生産を実施していること。

(麦・大豆 : 実需者と播種前に出荷契約を結ぶ。(JAと出荷契約をする。)
 飼料作物 : 畜産農家と利用供給協定を結ぶ。自家消費の場合には自家消費計画を策定し、自家家畜に供給。
 米粉用米・飼料用米 : 実需者と販売契約を結ぶ。)
- ・ 低コスト化につながる技術を導入していること。

(例:麦において耕うん同時うね立て播種などの複数の技術に取り組むこと)
- ・ 10a当たりの生産量が、地域の単収のおおむね8割以上であること。



产地確立交付金 (20年度までの产地づくり交付金)

ポイント

- 現在実施している既存产地への支援を継続します。
- 食料自給力・自給率向上の効果が高まるよう見直します。

※ 現行の产地づくり交付金について、既存产地の創意工夫を活かした取組みが引き続き実施できるよう、地域協議会で助成単価を設定する仕組みを維持しつつ、食料自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるように見直します。



助成内容

- ・ 地域自らが作成する「地域水田農業ビジョン」に基づく地域の創意工夫ある取組みを支援。
- ・ 地域協議会に対して対策期間中(平成21年度～23年度)安定的に交付される交付金の活用方法(取組内容、助成単価等)は、国の示すガイドラインの範囲内で地域で決定。



(参考)地域水田農業ビジョン

地域の関係者が自由な発想で作成するものであり、地域の作物振興、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を示している。

改善内容

次のことについて、国が別途定めるガイドラインに従い、県協議会が地域協議会を指導します。

- ・ 原則、調整水田等の不作付地を助成対象から除外。
- ・ 県内の他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正。

助成に当たり取り組む内容

助成に当たり取り組む内容

- ・ 営農計画書を提出していること。
- ・ 生産調整実施者であること。

